

公 示

旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任に関する審査基準について

旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について、下記の基準に従って審査を行うこととしたので公示する。

平成29年8月25日

中部運輸局長 石澤 龍彦

記

1. 一般乗合旅客自動車運送事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合事業者」という。）が一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合事業」という。）の用に供する事業用自動車（以下「乗合車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合において、350 キログラム以上の貨物を運送する場合における一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について」（平成15年2月28日付け中運局公示第277号）（以下「処理方針公示」という。）及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）（以下「貨物の解釈運用通達」という。）に基づき審査を行うこととする。

(1) 許可の取扱い

①最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供する乗合車両を含めて、乗合事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

②損害賠償能力

- (i) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率（令和2年金融庁告示第8号）で定める車種の区分のうち、乗合自動車（営業用）に加入していれば足りることとする。
- (ii) 一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、乗合事業者が管理する事業用自動車100両以下である場合、乗合事業者として加入すべき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号。以下「旅客自動車運送事業賠償基準告示」という。）で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、被害者1名につき保険金の限度額が無制限であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、乗合事業者として被害者1名につき保険金の限度額が無制限である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認された場合は、この限りではない。

③許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、路線を定めて行う乗合事業にあつては定められた路線のとおり、区域を定めて行う乗合事業にあつては貨物の発地又は着地が営業区域内とすること。ただし、旅客運送を行わず貨物運送のみを行う場合は、この限りではない。

(ii) 積載できる貨物の重量

旅客が乗車する場所に積載できる貨物の重量は、原則として、乗車定員数から乗車人数を控除した数に55を乗じた重量（単位キログラム）（以下「貨物の基本積載量」という。）以内とすること。ただし、バス等の車両の性質を失わない範囲で車両を改造して積載する場所を確保する場合には、減少させた乗車定員数に55を乗じた重量（単位キログラム）を貨物の基本積載量に加えた重量以内とし、旅客の手荷物を積載する場所に貨物を積載する場合には、乗車定員数に20を乗じた重量（単位キログラム）を貨物の基本積載量に加えた重量（旅客の手荷物の重量を除く。）以内とすること。

(iii) 旅客運送との関係

以下の点に留意して旅客運送及び貨物運送を行うこと。

- (ア) 旅客が乗車するスペース及び当該旅客の手荷物を載せるスペースが確保されていること。
- (イ) 旅客及び貨物のそれぞれの運送スケジュールに支障がないこと。
- (ウ) 旅客及び貨物のそれぞれの運送に見合う適切な運賃となるように配慮すること。
- (エ) 旅客と貨物を同時に運送する場合は、貨物専用のスペースを設ける等、貨物の荷崩れ等による車内事故等の発生及び旅客による貨物の破損並びに貨物に係る個人情報の流出を防止する措置を講ずること。
- (オ) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 52 条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客と同時に運送しないこと。
- (iv) 貨物運送に用いることができる車両
貨物運送に用いることができる車両は、乗合事業の用に供する車両であって、処理方針公示に基づき届出のあったものに限ること。
- (v) 輸送の安全確保
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）をはじめ、一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。
- (vi) 協議会等への参加
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年 5 月 25 日法律第 59 号）第 6 条に規定する協議会又は道路運送法施行規則（昭和 26 年 8 月 18 日運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 に規定する地域公共交通会議に対する参加要請があった場合には、これに応じること。
- (vii) 乗合事業の廃止又は休止
乗合事業を廃止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止し、乗合事業を休止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

④許可の期限

許可の期限は当該許可の日から起算して 2 年を経過する日とする。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する乗合車両数に応じて、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 23 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、一般貨物自動車運送事業の用に供する乗合車両の車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 1 項の表第 3 欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、及び貨物自動車運送事業法第 19 条第 1 項の資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において道路運送法第 23 条に規定する運行管理者と、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を

兼務させることができる。

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）が一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）の用に供する事業用自動車（以下「貸切バス車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合における一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理方針公示及び貨物の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

（1）許可の取扱い

①最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供する貸切バス車両を含めて、貸切バス事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

②損害賠償能力

（i）自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、乗合自動車（営業用）に加入していれば足りることとする。

（ii）一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、貸切バス事業者が管理する事業用自動車 が 100 両以下である場合、貸切バス事業者として加入すべき旅客自動車運送事業賠償基準告示で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、被害者 1 名につき保険金の限度額が無制限であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、貸切バス事業者として被害者 1 名につき保険金の限度額が無制限である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認された場合は、この限りではない。

③許可に付す条件

（i）運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地若しくは着地が過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域若しくは同法第 33 条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が 3 万人に満たないもの又は発地若しくは着地が同法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域若しくは同法第 33 条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が 3 万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口 3 万人未満の区域が含まれる場合における当該区域（以下「過疎地域」という。）

とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

(ii) 積載できる貨物の重量

1. (1) ③ (ii) に同じ。

(iii) 旅客運送との関係

1. (1) ③ (iii) に同じ。

(iv) 貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、貸切バス事業の用に供する車両であって、処理方針公示に基づき届出のあったものに限ること。

(v) 輸送の安全確保

1. (1) ③ (v) に同じ。

(vi) 貸切バス事業の廃止又は休止

貸切バス事業を廃止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止し、貸切バス事業を休止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

④許可の期限

1. (1) ④に同じ。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貸切バス車両数に応じて、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、一般貨物自動車運送事業の用に供する貸切バス車両の車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 1 項の表第 3 欄に掲げる資格者証の種類のうち旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、及び貨物自動車運送事業法第 19 条第 1 項の資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において道路運送法第 23 条に規定する運行管理者と、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を兼務させることができる。平成 28 年国土交通省令第 78 号による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 1 項の表第 3 欄に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、及び貨物自動車運送事業法第 19 条第 1 項の資格者証を併せて有する者を選任する場合も、同様とする。

3. 一般乗用旅客自動車運送事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）が一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の用に供する事業用自動車（福祉輸送事業の用に供する車両を除く。以下「タクシー車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合における一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定

めのない事項については処理方針公示及び貨物の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

なお、車載自動車による旅客及び貨物の運送については、「車載自動車による旅客及び貨物の運送の取扱いについて」（平成16年3月2日付け国自旅第211号、国自貨第142号）により取り扱うこととし、本通達の取扱いによらないこととする。（7.において同じ。）

（1）許可の取扱い

①最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両を含めて、タクシー事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

②損害賠償能力

（i）自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、営業用乗用自動車に加入していれば足りることとする。

（ii）一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、タクシー事業者が管理する事業用自動車は100両以下である場合、タクシー事業者として加入すべき旅客自動車運送事業賠償基準告示で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、被害者1名につき保険金の限度額が無制限であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、タクシー事業者として被害者1名につき保険金の限度額が無制限である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認された場合は、この限りではない。

③許可に付す条件

（i）運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地又は着地が過疎地域とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、発地又は着地がタクシー事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

（ii）積載できる貨物の重量

1. （1）③（ii）に同じ。

（iii）旅客運送との関係

1. （1）③（iii）に同じ。

（iv）貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、タクシー事業の用に供する車両であって、処理方針公示に基づき届出のあったものに限ること。

（v）輸送の安全確保

1. (1) ③ (v) に同じ。
- (vi) 協議会等への参加
 1. (1) ③ (vi) に同じ。
- (vii) タクシー事業の廃止又は休止
タクシー事業を廃止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止し、タクシー事業を休止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。
- (viii) 貨物運送中の表示
タクシー事業者が貨物運送により旅客の引受けができない場合は貨物運送を行っている旨の表示を行うこと。

④許可の期限

1. (1) ④に同じ。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理するタクシー車両数に応じて、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両の車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 1 項の表第 3 欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、及び貨物自動車運送事業法第 19 条第 1 項の資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において道路運送法第 23 条に規定する運行管理者と、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

4. 乗合事業者、貸切バス事業者若しくはタクシー事業者による特定貨物自動車運送事業の許可又は特定旅客自動車運送事業者による一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

乗合事業者、貸切バス事業者若しくはタクシー事業者がそれぞれの事業の用に供する事業用自動車を用いて特定貨物自動車運送事業を行う場合における特定貨物自動車運送事業の許可又は特定旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する事業用自動車を用いて一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業を行う場合の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、処理方針公示、貨物の解釈運用通達及び 1. から 3. までを準用することとする。

5. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者による乗合事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「貨物事業者」という。）が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の用に供する事業用

自動車（以下「貨物車両」という。）を用いて乗合事業を行う場合における乗合事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について」（平成18年9月28日付け中運局公示第53号）（以下「乗合処理方針」という。）及び「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）（以下「旅客の解釈運用通達」という。）に基づき審査を行うこととする。

（1）許可の取扱い

①許可の対象

乗合事業を行おうとする路線の一部又は営業区域の中に過疎地域が含まれていることとする。

②最低車両台数

乗合事業の用に供する貨物車両を含めて、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「貨物事業」という。）の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

③損害賠償能力

- （i）自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、貨物車両の大きさ等に応じて、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、普通貨物自動車（営業用）又は小型貨物自動車（営業用）に加入していれば足りるものとする。
- （ii）一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、旅客自動車運送事業賠償基準告示で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両全てに加入する計画があること。

④許可に付す条件

（i）運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、路線を定めて行う乗合事業にあつては路線の一部が過疎地域であること、区域を定めて行う乗合事業にあつては発地又は着地が営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

（ii）貨物運送との関係

1. （1）③（iii）に同じ。

（iii）旅客運送に用いることができる車両

旅客運送に用いることができる車両は、貨物車両であつて、乗合処理方針に基づき届出のあったものに限ること。

（iv）輸送の安全確保

道路運送法をはじめ、乗合事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

(v) 協議会等への参加

1. (1) ③ (vi) に同じ。

(vi) 貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合は乗合事業を廃止し、貨物事業を休止した場合は乗合事業を廃止又は休止すること。

⑤許可の期限

1. (1) ④に同じ。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貨物車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、乗合事業の用に供する貨物車両の車両数に応じて、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、貨物自動車運送事業法第 19 条第 1 項の資格者証及び旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 1 項の表第 3 欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者と、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

6. 貨物事業者による貸切バス事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

貨物事業者が貨物車両を用いて貸切バス事業を行う場合における貸切バス事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について」（平成 14 年 1 月 31 日付け中運局公示第 264 号）（以下「貸切処理方針」という。）及びに旅客の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

(1) 許可の取扱い

①許可の対象

貸切バス事業を行おうとする営業区域の中に過疎地域が含まれていることとする。

②最低車両台数

貸切バス事業の用に供する貨物車両を含めて、貨物事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

③損害賠償能力

5. (1) ③に同じ。

④許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

(ii) 貨物運送との関係

1. (1) ③ (iii) に同じ。

(iii) 旅客運送に用いることができる車両

旅客運送に用いることができる車両は、貨物車両であって、貸切処理方針に基づき届出のあったものに限ること。

(iv) 輸送の安全確保

道路運送法をはじめ、貸切バス事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

(v) 貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合は貸切バス事業を廃止し、貨物事業を休止した場合は貸切バス事業を廃止又は休止すること。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貨物車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、貸切バス事業の用に供する貨物車両の車両数に応じて、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、貨物自動車運送事業法第 19 条第 1 項の資格者証及び旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 1 項の表第 3 欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者と、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

7. 貨物事業者によるタクシー事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

貨物事業者が貨物車両を用いてタクシー事業を行う場合におけるタクシー事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に関する審査基準について」（平成14年1月18日付け中運局公示第242号）（以下「乗用処理方針」という。）及び旅客の解釈運用通達に

基づき審査を行うこととする。

(1) 許可の取扱い

①許可の対象

タクシー事業を行おうとする営業区域の中に過疎地域が含まれていることとする。

②最低車両台数

タクシー事業の用に供する貨物車両を含めて、貨物事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

③損害賠償能力

5. (1) ③に同じ。

④車種区分

原則として、乗車定員に応じて特定大型車又は普通車のいずれかに区分することとする。

⑤許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、発地又は着地がタクシー事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

(ii) 貨物運送との関係

1. (1) ③ (iii) に同じ。

(iii) 旅客運送に用いることができる車両

旅客運送に用いることができる車両は、貨物車両であって、乗用処理方針に基づき届出のあったものに限ること。

(iv) 輸送の安全確保

道路運送法をはじめ、タクシー事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

(v) 協議会等への参加

1. (1) ③ (vi) に同じ。

(vi) 貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合はタクシー事業を廃止し、貨物事業を休止した場合はタクシー事業を廃止又は休止すること。

(vii) 運送の申込み

営業所に対して運送の申込みがあった運送の引受けに限ること。

⑥許可の期限

1. (1) ④に同じ。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貨物車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、タクシー事業の用に供する貨物車両の車両数に応じて、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、貨物自動車運送事業法第 19 条第 1 項の資格者証及び旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 1 項の表第 3 欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者と、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

8. 貨物事業者による特定旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

貨物事業者が貨物車両を用いて特定旅客自動車運送事業を行う場合における特定旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、「特定旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について」（平成 14 年 1 月 31 日付け中運局公示第 265 号）及び旅客の解釈運用通達及び 5. から 7. までを準用することとする。

附則

この公示は、平成 29 年 9 月 1 日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則

この公示は、令和 2 年 9 月 1 1 日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。